

伊勢市指定管理者制度導入指針

平成18年1月17日

伊 勢 市

取組みの基本方針

1 指定管理者制度の概要

(1) 指定管理者制度について

指定管理者制度は、平成15年9月の改正地方自治法（平成15年法律第81号）の施行によってできた、公（おおやけ）の施設⁽¹⁾の管理に関する新しい制度です。

これまで、公の施設の管理については、市が直接行う「直営」か、又は自治会等の公共的団体や市の出資法人等の団体に委託して行う「管理委託制度」かのいずれかとされてきました。

この制度の導入により、今後は、直営又は指定管理者を指定して公の施設の管理を行うかのいずれかの方法によることになります。

なお、指定管理者による場合は、複数の申請者から最も適当な者を指定することを原則とし、当該指定管理者を市の出資法人等の団体以外にも、民間企業やNPOを含む法人その他の団体等幅広い団体⁽²⁾から指定するものです。

(1) 住民の福祉を増進する目的をもってその利用に供するための施設をいいます（地方自治法第244条）

(2) 指定管理者は、法人格の有無にかかわらず、団体（構成員数：概ね3人以上）であれば構いません。

(2) 導入の目的

指定管理者制度導入の目的は、多様化する住民ニーズに、より効果的・効率的に対応するため、公の施設の管理に民間の能力を活用しつつ、住民サービスの向上を図るとともに、経費の削減等を図ることです。

(3) 管理委託制度の経過措置

現に管理委託制度を適用している公の施設については、法施行日（平成15年9月2日）から3年間の経過措置が設けられています。

このことにより、平成18年9月1日までに、直営で管理するか、指定管理者制度を適用するかを選択し、同日には移行していなければなりません。

つまり、管理委託制度から指定管理者制度に移行する場合は、平成18年9月までに、当該公の施設の設置管理条例を改正し、議会の議決を経て指定された管理者が、管理を開始しなければならないということです。

また、直営管理とする場合であっても、関係条項の整備など条例改正を終えなければなりません。

なお、経過措置期間中に新たに施設の管理を委ねる場合は、経過措置は適用されず、指定管理者制度を適用することになります。

2 制度導入の基本的な考え方

本市は、「官民の役割分担を見直した上で、民間でできることは民間で」を目指しており、公の施設の管理については、積極的に指定管理者制度を導入していくこととします。

このことから、次の視点に立って、指定管理者制度の適正かつ積極的な活用を図るものとします。

なお、指定管理者の選定過程等について、説明責任が果たせるよう各課における事務処理等の透明性・公平性の確保に十分留意してください。

(1) 指定管理者制度導入に当たっての視点

制度を導入しようとする公の施設の設置目的、態様、特性等を考慮する。

当該施設の設備と機能の双方において、提供すべきサービスを整理する。

社会経済情勢や市民ニーズの変化などを踏まえ、施設の現状及び今後の運営について点検・見直しを行う。

提供すべきサービスの充実や利用率の向上、また管理コストの削減の観点から、広く民間事業者の参加を促し、民間ノウハウの活用を積極的に進める。

管理者の指定に当たっては、透明性・公平性に十分配慮するとともに、施設の適正利用とこれに対する市民の信頼が十分確保できる仕組みとする。

3 管理委託制度から指定管理者制度への移行

指定管理者制度の導入期日を明確にしている施設を除き、平成18年9月1日を期限に順次移行することとします。

今後は、時間的な余裕がないため、直近の議会に設置管理条例改正案を上程し、議決を得た後、指定管理者の公募を行い、6月議会に指定管理者候補を上程し、議決を得た後、協定の締結、指定管理の開始という流れで移行していきます。

4 指針の性格

この指針は、指定管理者制度の導入についての基本的な考え方、取組方針をまとめたものであり、施設所管課においては、この指針に沿って導入手続等を進めるものとします。

参考

管理委託制度と指定管理者制度との相違

	管理委託制度	指定管理者制度
管理主体	・市が2分の1以上出資する法人、公共団体、公共的団体等に限定	・民間事業者を含む法人、その他の団体（個人は不可） ・議会の議決を経て指定
管理主体の権限と業務の範囲	・施設の設置者である地方公共団体と、条例に基づく契約により、具体的な管理の事務又は業務の執行を行う。 ・施設の管理権限及び責任は、設置者である地方公共団体が引き続き有し、施設の使用許可権限は委託できない。	・施設の管理に関する権限を指定管理者に委任して行わせるものであり、施設の使用許可も行うことができる。 ・施設の設置者である地方公共団体は、管理権限の行使は行わず、設置者としての責任を果たす立場から必要に応じて指示等を行う。
市との法的関係	・公法上の委託契約	・指定という行政処分 ・管理の詳細は協定により明確にする。

指定管理者制度と業務委託

次の業務については、従来の管理委託制度においても、一部業務委託として民間事業者に行わせることができ、これはこれからも同様です。

(1) 事実上の業務

施設の維持補修等のメンテナンス、警備、清掃、植栽の管理等

(2) 管理責任や処分権限を地方公共団体に留保した上で、あらかじめ地方公共団体が定めた基準に従って行われる次のような定型的行為

使用許可申請書・利用申込書の受理、使用許可書の交付等

(3) 私人の公金取扱いの規定（地方自治法第243条、地方自治法施行令第158条）に基づく使用料等の収納・徴収事務

(4) 当該施設運営に係る次のようなソフト面の企画 各種行事の企画、保育カリキュラムの策定等

指定管理者制度導入の検討

1 設置のあり方についての検証

当該公の施設について、設置目的を再度確認し、現状が施設の効用を最大限発揮するものとなっているか、また設置当時の住民ニーズや社会情勢が現在と比較してどうかなど、設置のあり方について検証します。

(1) 民間に類似施設がある等で、設置理由が薄れている施設又は利用者が著しく減少している施設

- ・施設の譲渡を含めた民営化や、施設の規模縮小・廃止を検討する。

(2) 利用が特定の住民・団体に集中している施設

- ・施設利用や管理の実態等を踏まえながら、関係団体等への譲渡を検討する。

なお、譲渡等施設を処分する場合は、補助金等に係る予算の執行の適正化に関する法律による制約、公平性・公正性の確保に留意する必要があります。

2 管理のあり方についての検証

すべての公の施設について、次の例を参考に管理のあり方（直営又は指定管理者制度適用）を検証します。

(1) 個別法制度上、民間事業者に委ねることに制約があるか。

- ・「ある」 直営
- ・「ない」 (2)へ

(2) 次の ~ のうち該当する項目があるか。

- ・「ある」 直営の妥当性が高い
- ・「ない」(現在管理委託制度を適用している施設)
指定管理者制度への移行が妥当
- ・「ない」(現在直営で管理している施設)

(3)へ

新市建設計画及び各分野別計画等の理念、施設設置の目的及び公的責任等において、指定管理者に委ねることは不適當である。

管理運営を行うだけのノウハウを持った団体がないか、団体のノウハウ等では、適正な管理運営が期待できない、又は団体の活動基盤が強固でない。

思想、信条及び宗教に関する個人情報、個人の特質を規定する身体に関する個人情報並びに社会的差別の原因となるおそれがあると認められる事項に関する個人情報を取り扱い、団体による施設の管理運営について、利用者から不

安を指摘される。

行政関与の度合いが高く、行政責任の確保や市民サービスの確保等の観点からも、行政が直接実施する妥当性が高い。

(3) 次の項目に該当する数が多い施設ほど指定管理者制度導入の妥当性が高い。

該当する項目がない場合は、(2)に立ち返り、直営の妥当性を再度点検することとします。

指定管理者に委ねることにより、利用ニーズにあった開館日、開館時間の拡大などサービス内容の充実や民間事業者等のノウハウの活用が期待できる。

指定管理者に委ねることでコスト削減が図られる可能性がある。

同種・類似サービスを提供する民間事業者等が存在する。

(パブリックビジネス研究会 <http://www.p-business-net.com/>、
指定管理者ドットネット <http://www.shiteikanrisha.net/index.htm>、
同関連リンク集などで実績等を確認する。)

施設が提供するサービスの専門性、特殊性、施設の規模等を勘案して、民間事業者等の運営が可能である。

利用に伴う平等性、公平性等(守秘義務の確保等を含む)について、直営でなければ確保できない明確な理由がない。

指定管理者に委ねても、従来どおりの施策が実施できる。

利用料金制を導入できる収益的施設である。

指定管理者として受託しやすい施設である。

指定管理者の管理形態

一つの施設に対して一の指定管理者を指定することを原則としますが、効率的な管理運営がなされると判断される場合は、郡管理又は区分管理を採用するなどの措置を講じるものとします。

1 原則的な管理

一つの施設に対して、一の指定管理者を採用する（原則）

2 郡管理を採用する場合

次のいずれかに該当する場合は、複数の施設を一括して一の指定管理者に委ねるものとします。

- (1) 類似施設等で一括管理による方が、効率的に管理運営がなされる施設
- (2) 隣接施設等で一括管理による方が、効率的に管理運営がなされる施設
- (3) 利用者ニーズを勘案し、一括管理による方が、効率的な管理運営がなされる施設

3 区分管理を採用する場合

次のいずれかに該当する場合は、当該施設を区分して指定管理者に委ねるものとします。

- (1) 施設の規模等により区分管理による方が、効率的に管理運営がなされる施設
- (2) 施設の専門性及び特殊性により区分管理による方が、効率的に管理運営がなされる施設
- (3) 利用者ニーズを勘案し、区分管理による方が、効率的に管理運営がなされる施設
- (4) その他区分管理による方が、効率的な管理運営が達成される施設

指定管理者の選定方法

1 指定管理者の選定に係る原則

指定管理者の選定方法は、公募により（複数の）事業者の申請を受けて選定することを原則とします。

2 指定管理者の選定に係る特例措置

次に該当する場合は、特例措置として特定の者を指定し、指定管理者とすることができるものとします。

なお、特定の者を指定管理者とする場合は、その理由について客観性及び透明性をもって説明責任を果たすようにしなければなりません。

直営又は指定管理者制度適用の選択、また特定の者を指定する際は、必要に応じて対象となる公の施設について、市場調査及び利用者の意識調査等を実施し、その根拠を明確にすることにより、説明責任を担保するものとします。

(1) 選定対象が明らかに限定される場合

PFI法の活用により一定期間、施設の管理運営をする者を指名するとき
個別の法令等において公の施設の管理主体が限定される場合
専門的かつ高度な技術を有する者が客観的に特定されるとき

(2) 選定対象が不在の場合

公募期間が終了しても、応募者がなかったとき
審査の結果、応募者全員が募集要項等に定める水準に達していないと認められるとき
指定管理者が指定を辞退したとき

(3) 急を要する場合

直ちに指定管理者を選定しなければ著しく公益性が損なわれるおそれがある等、緊急に指定管理者を選定しなければならないとき

(4) 政策的必要がある場合

地域活力の向上、市民活動の育成、地域福祉の推進等、市の推進する施策目的に合致する団体で、施設の設置目的を効果的かつ効率的に達成できると認められる者を指名するとき

(5) 従前の管理委託先団体を指定する場合

管理委託の経緯などを勘案し、現に管理運営を行っている者以外の者を指定すると、従前の管理委託先団体の経営等に多大な影響を及ぼす場合

現に管理運営を行っている者以外の者に、管理運営を行わせることで利用者に不安を与えることが推察されるとき

現に管理運営を行っている者以外に、当該施設を管理できる者がいない場合

3 指定管理者の公募条件の限定

次に掲げる場合は、指定管理者の公募条件を限定して、公募を行うことができるものとしします。

(1) 地域要件の限定の適用

地域の人材活用、雇用の創出等地域経済の活性化等に資することを目的とする施設においては、地域要件を限定した公募条件を付することができる。

(2) 団体要件の限定の適用

個別法及び条例等により、指定管理者になり得る団体等が限定される施設においては、団体要件を限定した公募条件を付することができる。

地域との結びつきが強い施設で、地域活動団体に行わせることがふさわしいと認める施設においては、団体要件を限定した公募条件を付することができる。

指定管理者が行う業務の範囲

指定管理者が行うべき業務の範囲は、個々の施設ごとに条例で定めることとなります。

以下に施設の類型に対応した指定管理者が行う業務の範囲の設定基準を定め、指定管理者制度を運用する際の指針とします。

- 1 施設の貸出し（入館業務を含む）のみを行う施設
 - (1) 施設の日常的な運営管理（日常的な施設運営、鍵の管理、館内の整頓等）
 - (2) 利用許可に関する業務の実施
- 2 実施する事業を条例で規定しており、施設の貸出しは行わない施設
 - (1) 施設の日常的な運営管理（日常的な施設運営、鍵の管理、館内の整頓等）
 - (2) 事業の実施
- 3 実施する事業を条例で規定しており、施設の貸出し（入館業務を含む）も行う施設
 - (1) 施設の日常的な運営管理（日常的な施設運営、鍵の管理、館内の整頓等）
 - (2) 利用許可に関する業務の実施
 - (3) 事業の実施

原則として、指定管理者が行う業務の範囲は(1)、(2)及び(3)としますが、条例で規定している事業を市が直接行う方が効率的かつ効果的であると判断できる場合には、(1)及び(2)とする場合もあるものとします。

		A：施設の日常的な運営管理	B：利用許可に関する業務の実施	C：事業の実施	指定管理者が行う業務の範囲	
類型1	施設の貸出し（入館業務を含む）のみを行う施設			-	A, B	
類型2	実施する事業を条例で規定しており、施設の貸出しは行わない施設		-		A, C	
類型3	実施する事業を条例で規定しており、施設の貸出し（入館業務を含む）も行う施設				原則	A, B, C
					例外	A, B

4 業務の範囲の設定に関連する留意事項

- (1) 上表の類型1～3に当てはまらない施設に関しては、指定管理者が行う業務の範囲を個別に設定することとします。
- (2) 施設自体は直営であるが、夜間、土曜・日曜・祝日等にシルバー人材センター等に受付業務を委託している場合があります。これは、個別の業務委託として今後も残ります。ただし、業務委託である以上、委託先に利用承認を行わせることはできません。

夜間、土曜・日曜・祝日等にも利用承認を行う場合には、施設自体の管理運営を含めて、指定管理者制度を適用することが原則です。
- (3) 指定管理者制度を導入した場合、指定管理者が以下のような個別業務を業務委託することについては、制限がありません。
 - ・清掃、警備、エレベータの保守管理
 - ・施設の維持補修等のメンテナンス など

設置条例の改正及び整備

指定管理者制度を導入する施設の設置条例については、以下の事項について規定の整備を行います。

指定の手続きについては、「伊勢市公の施設に係る指定管理者の指定の手続等に関する条例」を参照ください。

1 指定管理者による管理を行うこと

指定管理者制度を導入する場合は、その施設に関する条例（以下「個別設置条例」といいます。）の中で、指定管理者による管理について規定する必要があります。

2 選定基準

申請に基づく選定の基準について、次の事項を基本とし、施設の設置目的や利用形態に応じて適宜必要な事項を規定する。

- (1) 住民の平等利用が図られること
- (2) 事業計画書の内容が、施設の効用の一層の向上と効率的な運営が図られるものであること
- (3) 事業計画に沿った管理を安定して行う物的、人的能力を有していること

3 業務の範囲

- (1) 指定管理者に行わせる業務の範囲については、施設の目的及び業務を参考に、個別設置条例の整備を行うこととし、その際、公の施設として行うべき業務を明確にし、指定管理者が行う業務の具体的範囲を確定する。
- (2) 指定管理者に行わせる業務の具体的な内容は、別途募集要項や指定管理者と締結する協定書に規定することとなるので、詳細に検討を行うこと。

4 管理の基準

- (1) 指定管理者が行う業務に係る管理の基準として、下記事項の規定整備を行うこと。
 - 利用時間、休館日、利用制限の要件等
 - 使用許可の基準
 - その他特に必要な事項
- (2) 管理の基準は主たるものを個別設置条例に規定するとともに、その具体的事項は募集要項や協定書に規定することとなるので、詳細に検討を行うこと。

5 利用料金制

- (1) 利用料金制については、指定管理者の利用者を増やす努力への動機付けという観点から積極的に導入を検討すること。
- (2) 新たに利用料金制を導入する施設については、利用料金制に係る規定を個別設置条例の中で規定すること。

6 附属機関

運営委員会等、公の施設に関する附属機関については、執行機関の権限が移行することに伴い、附属機関としての効用を失うこととなるため原則的に廃止することとします。

しかし、施設の性格により、指定管理者の事業内容、効果検証のための組織とすることも考えられます。

7 その他

- (1) 当該管理の業務又は経理の状況に関する指示
- (2) (必要があれば) 情報公開の責務

募集

1 募集要項及び仕様書の作成

募集要項とともに、施設ごとに業務内容を詳細に記載した仕様書を施設所管課において作成するものとします。

この場合、サービスの向上、経費の節減、管理運営の一体性などの観点から、複数の施設の管理を同一の指定管理者にまとめて行わせること（郡管理）が適当と判断できる場合は、一括して作成することができるものとします。

募集要項の作成においては、各所管課において、条例改正までには概ね完成できるようスケジュール管理を徹底してください。

募集要項には、概ね次の事項を規定することとします。

(1) 施設の概要

施設の名称

所在地

施設の沿革、役割・設置目的等

内容、規模、構造

設備・備品の内容

(2) 当該施設の前年度における利用者数、決算その他運営に関する事項

(3) 指定管理者が行う管理の基準

(4) 指定管理者が行う業務の範囲

(5) 指定の期間

(6) 応募資格

(7) 提出書類 申請書、事業計画書、定款・寄附行為・規約その他これらに類する書類、登記簿謄本（法人の場合）、財務状況を明らかにする書類、業務の内容を明らかにする書類、納税証明書 等

(8) 利用料金に関する事項

(9) 公募に関するスケジュール

現地説明会・現地見学会の有無

質問及び回答（受付期間、受付方法など）

申請書提出先、提出期間、提出時間及び提出方法

選定委員会（開催日時、場所等）

(10) 審査の方法、審査の基準等

(11) 選定結果の通知

(12) リスク分担

(13) その他市長等が必要と認める事項

申請に要する経費の負担、管理業務に係る委託料の額等、協定に関する事項、モニタリングの実施、不正行為による失格 等

2 応募資格

次の項目を参考に、各施設の性格、規模、機能等を勘案のうえ設定するもの
とします。

- (1) 法人その他の団体であること（法人格の有無は問いませんが、個人は指定
管理者となりえません。）
- (2) 法人等又はその代表者が次に該当しないこと
法律行為を行う能力を有しない者
破産者で復権を得ない者
地方自治法施行令第167条の4第2項（同項を準用する場合を含む。）の規定よ
り本市における一般競争入札等の参加を制限されている者
地方自治法第244条の2第11項の規定による指定の取消しを受けたことがあ
る者
地方自治法第92条の2、第142条（同条を準用する場合を含む。）又は第180
条の5第6項の規定に抵触することとなる者
国税及び地方税を滞納している者
暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律第2条第2号に規定する暴
力団又はその構成員（暴力団の構成団体の構成員を含む。）若しくは暴力団の
構成員でなくなった日から5年を経過していない者の統制下にある法人又は団
体
- (3) 法人等の団体の人員の数、資産の額その他の経営の規模及び能力があるこ
と
- (4) 事務所の所在地に関する事項（市内に拠点を置いている又は置こうとする
法人その他の団体であること。）。この場合、警備や緊急時の対応等、その理
由を明確にする。
- (5) 施設の管理に当たっての資格、免許等が必要な場合は、その資格を有する
こと（ボイラー管理士など）。
- (6) その他公の施設の性質、目的に応じ施設の管理に当たって不可欠の事項

3 募集事務の取扱い

募集に係る事務は、公募を行う施設を所管する課において行います。ただし、
郡管理に係る募集を行う場合は、関係課で調整のうえ、主務課において行うこ
ととします。

4 募集方法

- (1) 公募を原則としますが、施設によっては、選定の特例を行うことができるものとします。この場合は住民に対する説明責任が十分に果たせるようにしてください。
- (2) 募集に当たっては、あらかじめ公示することとし、市公報へ登載するほか、市のホームページ、広報いせ等へ募集要項又は概要を掲載する、その他事務所（施設所管課、総務課情報公開担当窓口等）及び施設での資料掲示などにより、広く周知するものとします。
- (3) 募集期間は、周知期間（14日程度）、募集要項の配布・説明会の開催等の期間（10日程度）、質疑受付期間（7日程度）及び回答の後、申請書（提案型の場合は提案書を含む。）受付期間（1か月程度）の概ね2か月間とします。
回答については、質疑受付の都度及び受付期間終了後速やかに行うものとする。回答に係る情報提供については、競争条件を損なわないように市のホームページで公表し、公平性を担保するようにします。

5 指定期間

指定期間は、原則として5年以内とし、管理業務の内容を考慮して期間を設定するものとします。

ただし、建物施設の維持管理業務が主たる業務の施設については、原則3年以内とします。

候補者の審査及び選定

議会に上程する指定候補者を次により選定します。

ただし、前述の「指定管理者の選定方法」の「2 指定管理者の選定に係る特例措置」により特定の者を指定候補者とする場合は、この限りではありませんが、選定の理由を明確にし、説明責任を果たせるようにしてください。

1 選定委員会の設置

- (1) 適切な選定を行うため、原則として施設所管課に選定委員会を設置します。
- (2) 選定委員会は、施設ごとに設置します。ただし、施設の性格等が類似するものについては複数の施設を兼ねることができるものとします。
- (3) 選定委員会の委員は、審査の客観性・公平性が確保されるよう、外部からの有識者により構成するものとします。なお、委員の定数は原則5人以内とします。

また、必要な場合は、該当する公の施設を所管する部長（郡管理の場合は関連部長）その他関係部長等を選定委員とすることができます。

- (4) 選定委員会の会議のうち、応募者の企画提案に係る部分は原則公開とする。また、可能な限り会議の公開に努めるものとするが、伊勢市情報公開条例第9条に該当する情報については、非公開とすることができます。

2 選定の方法

- (1) 選定の方法については、募集要項で定めた審査基準及び審査方法に基づき、選定委員会の各委員が個別に審査し、採点します。
- (2) 指定管理者の候補者の選定については、(1)で求めた各委員の採点を合計した総合点が最も高いものを指定管理者候補者として選定するものとする。

3 評価基準

施設の特性如何にかかわらず、必要となる基準は次のとおりとします。

- (1) 施設設置の目的が達成できること
- (2) 利用者の平等な利用の確保及びサービスの向上が図られること
- (3) 事業計画書の内容が、当該事業計画書に係る公の施設の効用を最大限に発揮するものであるとともに、その管理に係る経費の縮減が図られること
- (4) 事業計画書に沿って当該施設の管理を安定して行う人員、資産その他の経営の規模及び能力を有すること
- (5) 市民の声が反映される管理が行われること
- (6) 施設管理の安全性への配慮がされていること

4 選定結果の通知

指定候補者の選定後は、速やかに、その結果をすべての申請者に通知するとともに、市のホームページ等において情報公開に努めることとします。

なお、候補者に対する通知は、単に事実上の行為であり、指定管理者として指定したものではないことに留意してください。

5 再度の選定

選定の結果を通知した後に、選定した候補者を指定管理者に指定することが不可能となり、又は著しく不適當と認められる事情が生じた場合に、既に申請を行った他の法人等の中に指定管理者として適当な団体があれば、その法人等を新たに候補者とすることができることとします。

この場合は、あらかじめ次点の者を補欠として定める等、募集要項に規定する必要があります。

6 情報公開

選定委員会、審査基準、審議内容などの選定手続や選定結果等の情報について、可能な限りホームページ等で公開し、透明性・公平性の確保に努めるものとしてします。

議決等

1 指定の議決

指定管理者の指定は、地方自治法第244条の2第6項に定めるところにより議会の議決を経た上で行う必要があります。

指定に当たって議決すべき事項は、原則次のとおりです。

- (1) 指定管理者に管理を行わせる公の施設の名称及び所在地
- (2) 指定管理者となるべき法人等の名称、主たる事務所の所在地及び代表者の氏名
- (3) 指定期間

2 指定の通知・公示

指定議案の議決を経て、指定管理者を指定したときは、その旨を指定管理者に通知（指令による）するとともに、公示することとします。また、施設利用者への周知のため、必要に応じて、各施設において公示事項の掲示やホームページへの掲載等による周知を行うものとします。

3 債務負担行為の議決

指定期間内における委託料の支出については、原則として債務負担行為を設定します。

債務負担行為に係る予算の提出時期は、指定候補者が特定され、業務内容等を事実上確定させた後の、指定議案を提出する議会とします。

4 指定管理者との協定の締結

選定委員会で選定した候補者は、議会の議決により「指定管理者」となり、その後本市と指定管理者との間で協定を締結するものとします。

単年度ごとに実施する内容を具体的に協定で定める場合は、指定期間全体に関する協定（基本協定）と単年度ごとに詳細事項を定める協定（年度協定）の2段階に分けて締結することも可能とします。

協定で定める事項は、次に掲げる事項を参考に、施設を所管している部署において決定することとします。

- (1) 指定期間に関する事項
- (2) 指定管理者に行わせる業務の範囲
- (3) 施設の維持補修及び支払に関する事項
- (4) 再委託及び権利譲渡禁止に関する事項
- (5) 管理業務を行うに当たって保有する個人情報の保護に関する事項
- (6) 管理業務を行うに当たって保有する情報の公開に関する事項
- (7) 備品等の取扱いに関する事項
- (8) 事業報告に関する事項
- (9) 市が支払う管理運営委託費に関する事項

- (10) 利用料金に関する事項
- (11) 事故及び損害の賠償に関する事項
- (12) 指定管理者と市の負担区分（リスク分担）
- (13) 指定の取消し及び管理業務の停止に関する事項
- (14) 業務内容の変更に関する事項
- (15) 指定期間満了時における原状回復義務
- (16) その他必要と認める事項（HP等の知的財産に関する事項、モニタリングの実施等）

なお、年度協定には、

当該年度の事業の実施に関する事項

管理運営委託費に関する事項 等を規定します。

その他、管理の開始前（引継期間）の経費負担等についても、別途協定を締結するなど必要な措置を講じる必要があります。

5 事業報告等

(1) 事業報告書の提出

毎年度事業終了後、指定管理者から管理業務に関する事業報告書を提出させなければなりません。（地方自治法第244条の2第7項）

これは、市が公の施設の管理状況や住民利用の状況等、指定管理者による管理の実態を把握し、必要な措置をとるためのものです。内容については、業務内容等に応じた内容で、次の事項を参考に、施設所管課で決定することとします。

管理を行う公の施設の管理業務の実施状況及び利用状況

管理を行う公の施設の利用に係る料金の収入実績

管理を行う公の施設の管理に係る経費の収支状況

その他管理を行う公の施設の管理実績を把握するために必要な事項

(2) 事業計画書の提出

事業計画については、毎年度の予算要求時期までに指定管理者と設置者（施設所管課）が協議し、確定させるものとします。

(3) 事業の評価（モニタリング等）

指定管理者制度による効果を検証するため、事業の評価を行うものとします。事業評価の手法や内容については、次の例を参考に施設所管課において決定し、協定書に定めます。

月報の提出

指定管理者は月報を作成し、市に提出する。

四半期総括書の提出

指定管理者は、3か月に一度、過去3か月間の業務内容を総括した四半期総

括書を作成し、市に提出する。

モニタリングの実施

施設所管課においては、施設の設置者としての責任を果たす立場から、指定管理者と協議の上、適宜利用者に対するアンケートの実施等により、施設管理に係る市民ニーズの把握に努め、施設の効果的な運用について、評価・検証を行うものとしします。(指定管理者は自己評価として、また市は指定管理者の評価として活用することができます。)

(4) 指定管理者の指導等

制度導入効果の検証・評価の結果に応じて、指定管理者に対し適切な指示等を行うものとしします。

なお、指定管理者が施設所管課の指示等に従わないとき、又は当該指定管理者による管理を継続することが適当でないとき認めるときは、地方自治法第244条の2第11項の規定により、その指定を取り消し、又は期間を定めて管理業務の全部又は一部の停止を命ずることができるものとしします。

(5) 指定管理者の監査

地方自治法第199条第6項の規定により、監査委員は、必要があると認めるとき、又は市長からの要求に基づき、指定管理者の出納その他の事務の執行で運営委託費に係るものを監査することができます。